令和８年第８回赤穂市教育委員会議事録

１　日　　時　　令和８年８月２６日　午後２時００分
２　場　　所　　赤穂市役所第２庁舎第２会議室
３　出席委員

教　育　長	藤　本　浩　士
教育長職務代理者	大　河　龍　生
委　　員	志　水　　矛
委　　員	井　本　学　明
委　　員	宮　本　千　春

４　委員以外の出席者

教　育　次　長	中　田　宗　伯
教　育　次　長	山　本　　亮
総　務　課　長	長　尾　一　史
学校給食センター所長	本　家　信　治
こども育成課長	笠　原　裕　之
学校教育課長	杉　山　建　一
生涯学習課長	万　代　充　彦
スポーツ推進課長	岸　本　年　正
文化財課長	荒　木　幸　治
中央公民館長兼市民会館長	三　上　貴　裕
図書館長	狩　川　真　人
書　　記	宮　本　寛　子

５　付議事項

報告２２	専決処分の報告について
専第８号	令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
報告２３	少年非行概要について
報告２４	赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について
第２１号議案	令和８年度赤穂市一般会計補正予算（９月）について

議 事 録 署 名

教　　育　　長　　藤　本　浩　士

署　　名　　人　　宮　本　千　春

署　　名　　人　　志　水　　矛

令和８年第８回赤穂市教育委員会議事録

教育長　　ただいまより、第８回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、令和８年第７回教育委員会議事録の署名を大河委員と宮本委員にお願いします。

（　大川委員と、宮本委員の署名　）

教育長　　次に、教育長の報告を行います。

（　教育長　報告　）

教育長　　次に、赤穂市教育委員会会議規則第１４条第２項の規定により、議事録署名人２名を次のとおり指名いたします。

宮本委員と志水委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第５条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

その他については、同規則第５条第１項第７号の会議の公開が不適当である事件に、本日追加で配布しております、第２１号議案については、同規則第５条第１項第４号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当すると考えられますので、それぞれ非公開としてよろしいか。

全委員　　異議なし。

教育長　　以上のとおりの賛成をもちまして、その他及び第２１号議案については、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。報告２２「専決処分の報告について」、専第８号「令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いします。

事務局　　（　専決処分の報告について、議案２～９ページに基づき説明を行った。　）

教育長　　ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員　　小中学校の教科用図書について、今年度から変更する図書はありますか。

事務局　　教科書の採択替えは４年に１度行われ、小学校は令和６年度に、中学校は令和７年度に行っておりますので、８年度に続き、９年度も変更はありません。

委員　　教科書の変更があると中身も大幅に変わってしまうと思いますが、使いづらい教科書になると使わない先生もいらっしゃるのではないでしょうか。採択した教科書はどれくらい使わないといけないというような基準はあるのでしょうか。

事務局　　内容については、１０年に１度改訂がある学習指導要領に適合しているかの検定を受けた教科書を使用することになっていますので、どういう使い方をするかということはあると思いますが、原則１００％使用することになっています。

教育長　　他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告２２「専決処分の報告について」を終わります。

次に、報告２３「少年非行概要について」事務局の説明をお願いします。

事務局　　（　少年非行概要について議案１０～１２ページに基づき説明を行った。　）

教育長　　ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員　　７年度が減少したというより、それまでが多過ぎた感があると思います。ということは、また数が戻る可能性があるということで気を付けていかないといけないなと思います。

事務局　　おっしゃるとおり来年度もこのまま継続するか、検挙されなかった数があるのではないか、ということが懸念されますので、青少年育成センター所長とともに引き続き注視していくこととしています。

委員　　モラルの低下が年々気になるところですが、今まで家庭で教えていたようなことが、話題にする機会の減少により、良いことと悪いことの区別がつかない子がいるのではないかと思います。学校でそのような話をする機会はあるのでしょうか。

事務局　　特定の教科でというのはありませんが、生徒指導事案があったときに、個別に、または全体で話をする機会が多くあります。また、ＳＮＳに関するモラル教育は警察や専門家により、保護者も招待して各学校で複数回実施しています。学校として様々な取り組みを行っていますが、地域や家庭で子どもたちを育てていくという意識を共有していければと思っていますので、学校からの情報発信を今後も続けていきます。

委員　　学校だけでというのはなかなか難しいと思いますので、家庭で話をする機会が持てるよう、今後も講師を招聘しての啓発等を引き続きお願いします。

事務局　　情報モラル教育を重点的に行っているのは、事案として多く上がっていることによりますが、それ以外のいじめ等に対応するためにも法律家による講演など学校を通じて情報発信を行っていきます。

教育長　　他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告２３「少年非行概要について」の報告を終わります。

次に、報告２４「赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局　（　赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について議案１３～２４ページに基づき説明を行った。　）

教育長　ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員　現時点での申請者は何名でしょうか。

事務局　１名です。

委員　市外に行かれているということでしょうか。

事務局　赤穂市にフリースクールはございませんので、市外に行かれている方になります。

委員　今後利用者が増えて、予算を超過した場合はどうなるのでしょうか。

事務局　予算を超過するような場合は、補正予算で措置するということを財政当局と協議しています。

委員　申請者１名というのは小学生か中学生か教えていただくことはできますか。

事務局　中学生です。

教育長　他にご発言がないようですので、報告２４「赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について」の報告を終わります。

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いします。

事務局　[　非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。　]

教育長　次に、本日追加で配布しております、議案その２、第２１号議案「令和８年度赤穂市一般会計補正予算（９月）について」事務局の説明をお願いします。

事務局　[　非公開案件として、「令和８年度赤穂市一般会計補正予算（９月）について」説明を行い、その後審議を行った。　]

原案承認

教育長　その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局　（令和８年第９回教育委員会を９月２９日（火）午後２時から市役所第２庁舎で開催することを報告した。）

教育長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第８回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後２時４０分閉会）